

○内閣府告示第千五百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県柴田郡柴田町
- 二 構造改革特別区域の名称 柴田町集落拠点づくりどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県柴田郡柴田町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県比企郡小川町
- 二 構造改革特別区域の名称 有機の里小川ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県比企郡小川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 木更津市
- 二 構造改革特別区域の名称 木更津市地域特産物リキニール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 木更津市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 二 構造改革特別区域の名称 おこしやす 「京」^{みやこ}のどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都市左京区の区域の一部（久多地区，広河原地区，花脊地区，別所地区及び大原百井地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県邑智郡川本町
- 二 構造改革特別区域の名称 三原の郷どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県邑智郡川本町の区域の一部（三原地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千五百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡海士町
- 二 構造改革特別区域の名称 海士ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡海士町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月二十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県足柄上郡山北町
- 二 構造改革特別区域の名称 山北町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 神奈川県足柄上郡山北町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）